

水環境部水環境管理課

1. 事業の概要

湖沼環境の保全については、湖沼水質保全特別措置法に基づいて、各種の対策を講じてきたところであり、水質汚濁負荷量が削減されているなど一定程度の効果は認められる。しかしながら、湖沼への流入負荷割合の多い非特定汚染源等への対策について、十分な進展が見られなかったことなどもあり、湖沼の水質環境基準の達成状況は依然として芳しくない状況にある。

このため、非特定汚染源対策等のガイドラインの策定など、湖沼流入負荷削減対策の強化を図り、湖沼水質の改善を図るものである。

非特定汚染源対策の推進

農地や市街地等の非特定汚染源への対策について、汚濁負荷量の発生源単位ごとの正確な把握を行うとともに、費用対効果分析に基づくより効果的な施策を検討し、対策促進のためのガイドラインを作成する。

未規制・小規模事業場等排水管理施策の検討

ドライヴイン等の未規制・小規模事業場等の排出実態調査を実施し、効果的な排水管理手法の検討や排水処理技術の導入指針等の作成を行う。

生活排水等処理水準向上方策検討

窒素・燐を除去する高度処理技術の導入の費用対効果等、生活排水の処理水準の向上のための調査検討を行う。

2. 事業計画

	H15	H16	H17	H18	H19
非特定汚染源対策の推進					
未規制・小規模事業場等排水管理施策検討					
生活排水等処理水準向上方策検討					

3. 施策の効果

各種汚濁源に、より効果的な湖沼流入負荷削減対策の導入に関する指針をとりまとめること等により、湖沼水質保全対策の一層の推進を図る。

湖沼に流入する負荷の削減対策

未規制・小規模事業場



負荷流入

非特定汚染源



費用対効果を踏まえた
ガイドラインの策定

排出実態等の詳細な調査



排水処理技術の導入指針

写真提供：滋賀県

高度処理による窒素・りん除去 等



生活排水